

常総市条例第 号

常総市動物の愛護及び管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）及び茨城県動物の愛護及び管理に関する条例（昭和54年茨城県条例第8号）に定めるもののほか、動物の愛護及び管理に関して必要な事項を定めることにより、市民の動物に対する愛護の意識の高揚を図り、もって人と動物の共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物 哺乳類、鳥類及び爬虫類^はに属する動物をいう。
- (2) 家庭動物 愛がんすることを目的として家庭等で飼養され、又は保管されている動物をいう。
- (3) 飼い主 家庭動物の所有者（所有者以外の者が飼養し、又は保管している場合にあっては、その者を含む。）をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するために必要な施策を講ずるものとし、市民及び飼い主と協力してこれを実施するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、動物の愛護に努めるとともに、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(飼い主の責務)

第5条 飼い主は、動物が命あるものであることを十分に認識するとともに、家庭動物の適正な飼養及び保管に努めなければならない。

- 2 飼い主は、家庭動物がその命を終えるまで適切に飼養するよう努めるとともに、これが困難となった場合は、適切に飼養することのできる者に譲渡するよう努めなければならない。
- 3 飼い主は、家庭動物の飼養に当たり、周辺環境に配慮して近隣住民の理解を得られるよう心掛けるとともに、人と動物が共生できる環境づくりに努めなければならない。

(飼い主になろうとする者の責務)

第6条 飼い主になろうとする者は、飼養に先立ち、飼養しようとする動物の生態、習性等に関する知識の習得に努めるとともに、将来にわたる飼養の可能性について、住宅環境及び家族構成の変化並びに飼養しようとする動物の寿命等を考慮するよう努めなければならない。

(犬の飼い主の遵守事項)

第7条 犬の飼い主は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 犬の生態、習性等を理解した上で、当該犬に応じたしつけを行い、飼い主の制御に従うよう訓練すること。
- (2) 飼養する施設の敷地外で犬を運動させようとする場合は、当該犬の排せつを済ませてから運動させるよう努めるとともに、当該犬のふんを処理するための用具を携行し、ふんをしたときは、速やかに処理すること。

(猫の飼い主の遵守事項)

第8条 猫の飼い主は、疾病の感染及び不慮の事故の発生を防止し、並びに周辺的生活環境を保全するため、当該猫を屋内で飼養するよう努めなければならない。

2 猫の飼い主は、やむを得ずその飼養する猫を屋外に出そうとする場合は、みだりに繁殖することを防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置を講ずるとともに、飼い主の連絡先を記した首輪、名札等又は飼い主を特定することができる番号が記録されたマイクロチップを装着し、自己の所有の猫であることを明らかにしなければならない。

(犬及び猫の一時預かり等)

第9条 市長は、飼い主の判明しない犬又は猫（以下「不明犬等」という。）の引取りをその拾得者その他の者から求められた場合は、これを規則で定める期間内において、一時的に預かることができる。ただし、不明犬等の疾病、負傷等の状態により一時的に預かることが困難であると認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の規定により不明犬等を一時的に預かる場合において、市長は、当該不明犬等を引き取るべき場所を指定することができる。
- 3 市長は、第1項本文の規定により一時的に預かった不明犬等について、飼い主に返還し、又は当該不明犬等を適切に飼養することのできる者へ譲渡するための施策を講ずるものとする。
- 4 市長は、第1項に規定する期間内に不明犬等の飼い主又は譲渡を希望する者

からの申し出がないときは、法第35条第3項において準用する同条第1項の規定により茨城県に当該不明犬等の引取りを求めるものとする。

(動物を負傷させた者のとるべき措置)

第10条 過失により動物を負傷させ、又は死亡させた者は、速やかにこれを救護し、又は収容する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(負傷動物の収容等)

第11条 市長は、道路、公園その他の公共の場所において、疾病にかかり、又は負傷した動物を発見した者から通報があった場合において、その所有者が判明しないときは、これを収容するものとする。

2 市長は、前項の規定により動物を収容したときは、救護その他必要な措置を講ずるとともに、法第36条第1項の規定により茨城県に対し、当該動物を収容した旨を通報し、その引取りを求めるものとする。

(災害時における措置)

第12条 飼い主は、地震、風水害等の災害の発生に備え、家庭動物の適正な保管のための準備を行うよう努めるとともに、災害が発生したときは、家庭動物の健康及び安全の保持のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市長は、災害が発生した場合における家庭動物の保護のために次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 避難所において家庭動物(人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがあるとして規則で定める動物を除く。)を受け入れるための体制の整備

(2) 負傷した家庭動物を救護するための体制の整備

(3) 前2号に掲げるもののほか、家庭動物の保護のために必要と認める措置

(国等との連携)

第13条 市は、人と動物の共生する社会の実現に向け、効果的に施策を実施するために国、茨城県その他の地方公共団体及び動物の愛護を目的とする団体等との連携を図るものとする。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。